

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

○食肉衛生検査所長事務委任規則…………… (人事課)	1
○総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	1
○保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課)	2

### 訓 令

○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (文書課)	2
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課)	2

## 規 則

食肉衛生検査所長事務委任規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第27号

食肉衛生検査所長事務委任規則

次に掲げる農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「法」という。）に基づく事務（と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場又はこれらの施設と同一敷地内にある施設に係るものに限る。）は、食肉衛生検査所長に委任する。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

- 法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること。
- 法第17条第4項の規定による定期的な確認に関すること。
- 法第17条第5項の規定による改善の求めに関すること。
- 法第53条第2項の規定による必要な報告及び物件の提出の求め並びに立入調査及び質問に関すること。
- 法第53条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第28号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

農政部の項17の事項(3)中「第13条の2第4項」を「第13条の2第7項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第29号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表を次のように改める。

局 名	室 名
産 業 振 興 局	次世代半導体戦略室
水 産 局	全国豊かな海づくり大会推進室

第6条第3項の表環境政策課の項の次に次のように加える。

自 然 環 境 課	動物愛護管理センター
-----------	------------

第7条第3項の水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室の事項の前に次の1事項を加える。

経済部産業振興局次世代半導体戦略室

半導体産業の立地に関すること。

第10条の3第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 動物愛護管理センターの分掌事務は、前項の自然環境課の分掌事務のうち第4号に掲げる事務とする。

第13条の6の産業振興課の事項第7号中「こと」の次に「（他室の主管に属するものを除

く。)」を加える。

第270条の21第1項中「日高食肉衛生検査所及び」を削る。

### 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に次の表の左欄に掲げる出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

日高振興局日高食肉衛生検査所(検査係の職員である者を除く。)	日高振興局日高食肉衛生検査所指導課
日高振興局日高食肉衛生検査所(検査係の職員である者に限る。)	日高振興局日高食肉衛生検査所食肉検査課

- 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

日高振興局日高食肉衛生検査所検査係長	日高振興局日高食肉衛生検査所食肉検査課検査係長
--------------------	-------------------------

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第30号

保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長事務委任規則(昭和57年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。

第35号ア中「同条第8項」を「同条第10項」に、「第6項」を「第8項」に改め、同号ヤ中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改める。

本則に次の1号を加える。

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)に基づく次に掲げること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。
  - 同法第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること。
  - 同法第17条第4項の規定による定期的な確認に関すること。
  - 同法第17条第5項の規定による改善の求めに関すること。
  - 同法第53条第2項の規定による必要な報告及び物件の提出の求め並びに立入調査及び質問に関すること。
  - 同法第53条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 訓

## 令

### 北海道訓令第6号

本 庁  
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程(平成10年北海道訓令第7号)の一部を次のように改正する。  
第2条第6号中「北海道個人情報保護条例(平成6年北海道条例第2号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

別表の付表中

「産業振興局産業振興課	「産 振」	を
「産業振興局産業振興課 産業振興局次世代半導体戦略室	「産 振」 半 導 体	に改める。

### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

### 北海道訓令第7号

本 庁  
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。  
別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第2項第1号中「について」の次に「協議を受け、及び」を加え、同項に次の7号を加える。

(2) 第12条第6項(第13条第3項において準用する場合を含む。第4号から第6号まで

において同じ。)の規定に基づき、農業用施設の整備に関する事項について協議を受け、同意を行うこと。

(3) 第12条第11項(第13条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、農林水産大臣に協議すること。

(4) 第13条の2第4項の規定により読み替えて適用する第12条第6項の規定に基づき、農業用施設の整備に関する事項について協議を受け、同意を行うこと。

(5) 第13条の2第4項の規定により読み替えて適用する第12条第6項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。

(6) 第13条の2第5項の規定により読み替えて適用する第12条第6項の規定に基づき、農業用施設の整備に関する事項について指定市町村長に協議し、その同意を得ること。

(7) 第13条の2第6項の規定により読み替えて適用する第12条第13項(第13条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。

(8) 第13条の2第6項の規定により読み替えて適用する第12条第14項(第13条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、農林水産大臣に協議すること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項に次の1項を加える。

34 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行に関する事務

(1) 第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の認可をすること。

(2) 第18条第6項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について協議すること。

(3) 第18条第7項の規定に基づき、同条第1項の認可をした旨を関係する農業委員会に通知すること及びこれを公告すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第15項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

---